

子ども医療費助成事業の受給者証を3月中に交付します

令和6年4月診療分から中学生および高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）まで医療費を無料化することに伴い、対象の方へ3月中に受給者証を郵送にて交付します。

●**受給者証交付対象者** 平成18年4月2日～同24年4月1日生まれの方

※在学・就労の有無は問いません。重度心身障がい者医療およびひとり親家庭等医療の対象者は、交付済みの受給者証を医療機関に提示することで医療費が無料となります。

受給者証の交付には【申請】が必要です！

対象者（平成18年4月2日～同23年4月1日生まれの方）には令和5年10月に申請書を送付しています。まだ申請がお済みでない方は、保険係（1階6番窓口）へ申請書を提出してください。

●**助成対象医療費** 健康保険適用の診療費

※予防接種費用や紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した際の定額負担（初診時選定療養費）などの保険適用外の医療費や入院時の食事代などは助成対象外。

【進学などの理由により市外に子どもの住所がある場合】

子どもの住所地で医療費の助成を受けることができない場合は、砂川市で助成を受けることができます。対象となる子どもがいる場合は、下記へご連絡ください。

☎保険係Tel 74-4745

戸籍制度が利用しやすくなります

戸籍証明書の広域交付

これまで戸籍証明書などは本籍地の市区町村窓口で取得する必要がありましたが、令和6年3月1日より、他の市区町村に本籍がある場合でも、最寄りの市区町村窓口で戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍謄本の請求ができるようになります。

●**請求できる人**

本人、配偶者、父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）

●**請求方法**

戸籍証明書などを請求できる方が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。郵送や代理人による請求はできません。

●**手数料**

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 450円 除籍全部事項証明書、除籍・改製原戸籍謄本 750円

●**請求に必要なもの**

顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート など）

●**その他**

- ・一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。
- ・コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
- ・相続手続きにおける請求など、複数にわたる戸籍証明書の発行には時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

戸籍届出時の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の添付省略

令和6年3月1日届出分から、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合に必要であった戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の添付について、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認できるようになるため、原則不要となります。

☎戸籍年金係Tel 74-4457